

「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ」に対する意見の概要  
 (市場の詳細設計に関するものを抜粋)

No	意見の概要
<b>2. 2. ベースロード電源市場の創設</b>	
1	既に卸電力取引所には年間・月間・週間の全日、24時間を通して一定の電力を受け渡す、先渡市場が創設されている。よって既に「中長期断面で見た需要家ベース需要」はこの先渡市場によって満たされている。むしろ問題となるのは、先渡市場における取引低迷である。一般に、同一商品、同スペックの市場を複数設置すれば、取引は分散し、流動性は低下し、約定価格は適正な価格から逸脱しやすくなる。
2	ベースロード市場におけるアクセス量を新規参入者の需要の 3 割程度とあるが、参入当初は急激に需要を拡大させる為、事業計画の 3 割等とする必要があるのではないかと考える。常時バックアップでは毎月任意に増やすことが出来るが、市場ではどの程度、どの時期に玉だしがあるか不明の為、この点不安を感じる。
3	保有するベースロード電源の固定費を含む平均コストに、資源価格の変動等を加味した価格に加え、さらに電源開発費用および開発労力を加味した価格を入札価格の上限とすべきである。
4	市場供出量(新電力需要の3割)ならびに旧一般電気事業者および電源開発の供出量について、より実効的なものになるよう、未達成時のペナルティ(旧一般電気事業者および電源開発)等を検討頂きたい。
5	今回の検討を通じて、ベースロード電源市場については、新規参入者による安価なベースロード電源へのアクセスを可能とし、小売競争の更なる活性化に実効的に寄与するものとする方向性が示された。今後の詳細設計においては、このような市場の創設趣旨に留意しつつ、ベースロード電源として供出する電源の考え方について、整理することが重要である。
6	自由化以前から長期契約として売電先を変更できない PPA として未だに存在するものがありましたらそれも公平性の観点からは問題ではないかと考えますので自由に解約出来るような仕組みが必要ではないかと考えます。
7	電力会社等による市場への供出量のみならず、新電力にとって競争力のある約定コストとなるよう、実効性に留意した詳細設計として頂くとともに、詳細設計にあたっては、新電力の意見聴取の機会を設ける等、開かれた場で検討頂きたい。
8	ベースロード電源市場は「旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源により発電された電気の一部を、適正な価格でベースロード電源市場に供出することを制度的に措置するもの」としている。この場合、旧一般電気事業者系の小売電気事業者においては、ベースロード電源が従来通りの量を調達できなくなり、安価な電源の構成比が低下することから電気料金は値上がりする懸念があ

	<p>る。一方、ベースロード電源を調達できるようになる新電力は、電源調達コストとは関係なく市場原理に基づく小売価格を設定することができることから、新電力から電力を調達する需要家にとっても電気料金が下がらないことが起こりえる。このため、電力システム改革の恩恵がいずれの電気の需要家にも行き届かない可能性がある。係る状況が発生しないよう、市場モニタリング並びに必要な応じた指導をお願いしたい。</p>
9	<p>再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売事業者は、このベースロード電源を積極的に買うことができないばかりか、託送料金に東電福島原発事故の費用や、さらには原発の原価に含むべき事故を起こしていない原発の廃炉費用まで転嫁されることになり不利益を被る。</p>
10	<p>燃料費調整制度など、燃料費や為替変動等の市場リスクを調整するメカニズムについては、受渡期間によらず事業者の意向により取引条件に付加できるような制度設計の検討を頂きたい。</p>
11	<p>LNG 火力を含めベースロード電源としての可能性がある電源は、供出を認めて頂けるよう引き続き制度設計の検討をいただきたい</p>
12	<p>供出する電源は特定電源毎およびポートフォリオでの対応のいずれもが可能となるよう制度設計を検討頂きたい</p>
13	<p>価格については、合理的な範囲内で電源トラブル等のリスクを価格に反映できるよう制度設計を検討頂きたい</p>
14	<p>グループ内でベースロード電源を供出する場合、グループ内の各社が供出する量などは、事業者の裁量にて設定できるようにして頂きたい</p>
15	<p>設定・見直しが行われる見通しが得られた場合は、事業者への情報提供を速やかに頂けるようお願いしたい。急激な変動の際（新規参入者のシェアが急増）は、激変緩和措置をお願いしたい</p>
16	<p>ベースロード電源の売買は、卸電力市場を介して行われるということですが、取引相手の与信は、卸電力市場が持つという理解で宜しいでしょうか。発電者側、小売電気事業者共に、3～5年程度の長い期間の取引を行うものの、当該期間に事業を継続している保証はなく、仮に電気事業から撤退した場合に、その現物の引渡しはどのように行われるのでしょうか。また、卸電力市場を介した取引にする前提であるとすると、取引の相手方事業者名の開示は行われるのでしょうか。</p>
17	<p>新規参入者の3割程度のアクセスを目安としていると記載がありますが、現行の常時バックアップ制度では、契約電力の3割を上限としている点から、本ベースロード電源も契約電力の3割程度という理解で宜しいでしょうか。</p>
18	<p>「各事業者が保有するベースロード電源の固定費を含む平均コスト」については、算入対象は稼働電源のみに限り、非稼働電源は除外して頂きたい。</p>
19	<p>沖縄エリアにおいて卸電力市場活性化に資するべく、電発電源の更なる切り出しや卸電力取引所創設、現在の新規参入者の小売電気事業の実態を踏まえた</p>

	卸取引といった検討を行っていただきたい。
20	ベースロード市場の期間については、1年間だけでなく、より長期な需要への充当を目的に複数年(例えば3年間)のオプションを設けていただきたい。
21	ベースロード市場創設に際しては重複する常時バックアップとの整理が必要となることは理解できる。ただし、ベースロード市場はオークション方式で調達するため、約定できないリスクがある。一方、常時バックアップは契約容量に一定の上限はあるものの、前日計画に応じて必要量を調達できるため、新電力としては依然、貴重な電源となっている。ついては新市場創設イコール常時バックアップ廃止といった拙速なことはせず、緩和措置等含め慎重に対応していただきたい。
22	適正な価格での供出は本制度の実効性を担保するためにも重要と考える。しかしながら、固定費を含んだ平均コストが上限では実効性に疑問が残る。理由は以下の通り、(1)モデルプラント(長期エネルギー需給見通し小委員会報告)では最も安い原子力においても10.1円であり、現状のJEPXのシステム価格と比較しても高いレベルとなっている。(2)容量市場の創設と考え合わせるとkW 価値は容量市場に統一すべきで、ベースロード電源市場はkWh 価値を取引の対象とすべき。 以上から、供出価格は資源価格の変動等を加味したkWh 価値、すなわち変動費を目安とするのが適当と考える。
23	ベースロード電源市場を広域的に創設する場合、当該市場で約定した電気は連系線を跨いで取引されることとなります。一方で、当該市場で約定した電気についても、現行の先渡市場取引と同様に、連系線の権利とは切り離すことで、多くの参加者が間接オークションに公平に参加できる制度を志向すべきと考えます。
24	JEPXの取引対象量の増加が予見され、これに伴い参加者の与信保全が課題になるものと思う。清算機能の拡充等、目配りをお願いしたい。また反対売買を許容するかについては議論のあるところと思うが、事業の柔軟性の観点からは慎重な検討が必要と思料する。
25	リスク管理を市場を介して行う場合、デリバティブ、金融商品を利用することも考えられるが、会計、税務との整合性が懸念される。こちらも同様に目配りをお願いしたい。
26	市場全体として、必要なベースロード電源にアクセスできることが重要であるため、旧一般電気事業者が切り出した電発電源等については、その量を旧一般電気事業者の供出量から控除すべきである。
27	旧一般電気事業者の事業の予見性確保のため、供出量の上限について、あらかじめ設定すべきである。
28	ベースロード電源市場の利益がお客さまに確実に還元されるよう、転売目的の購入は禁止することが重要であり、事業者毎の購入可能量をベース需要に見合う量までに設定すべきである。

29	価格決定方式は、透明性が高いシングルプライスオークションを基本とすることが望ましいのではないか。
30	政策目的が重複する既存の常時バックアップおよび部分供給は、ベースロード電源市場の創設に伴い原則廃止することとし、やむを得ず経過措置期間を設ける場合には、その期間を予め定めるとともに、経過措置期間中は、常時バックアップは、旧一般電気事業者の供出量から控除するなど、ベースロード電源市場と常時バックアップで二重に供出を求められることがないような仕組みとすべきである。
31	2019年度の取引開始が導入目安であるが、需給状況やシステム改修状況を十分考慮し、別途具体的なスケジュールを定めるべきである。
32	「ベースロード電源市場」に供出される電源種がどのようなものかが明確になる表現にして欲しい。
33	いずれの制度措置も電力関連産業の事業環境や業務運営、労働環境等に大きな影響を及ぼし得るものであり、各制度の実施に向けた今後の詳細設計に際しては、電力関連産業の現場第一線で働く者の意見を尊重するとともに、十分な準備期間や適切な移行措置の設定等にも配慮すべきである。
34	各制度導入に係る発電事業者と小売事業者間の既存契約の見直し協議には時間を要する。各制度間の整合をとりつつ、早期に政府にて基本的な考え方の指針等が策定されるべき。また制度導入時期が明確になっていることから、契約当事者が徒に協議を長引かせることを防ぐ視点も指針等に反映されるべき。
35	現在、既存契約見直しに係る指針として、「卸電力取引活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に係るガイドライン」があるが、P16脚注の記述のとおり、同指針策定当初からの環境変化等も踏まえ、協議に際しての基本的な考え方を新たに策定される指針等にて整理されるべき。
<b>2. 3. 連系線利用ルールの導入</b>	
36	売手買手ともに成行売買(売手のゼロ円入札、買手の高値入札)を許容するものと理解してよいか。
37	エリア間値差リスクをヘッジできる仕組みについては、他の制度(ベースロード電源市場等)と整合を図りながら、利用者のニーズをよく聴取し、間接オークション導入とあわせて、具体的な制度設計を行うべきである。
38	長期固定電源については、技術的な課題や規制上の制約等から出力抑制や他の電源への差し替えが困難な電源であり、確実に運転することが必要である。そのため、自由に電源の差し替えができないことから、市場間の値差がコスト負担となれば、確実に運転し続けることができなくなる虞があるため、その措置について引き続き広域機関での検討結果を踏まえ結論を得るべきである。
39	先着優先から間接オークションへの移行は、既存連系線の効率的な利用を促すメリットが期待できるため歓迎したい。また、制度改定により効率性が損なわれ

	ないよう経過措置は最小限にとどめるべき。
40	長期固定電源に対する特例措置について、「技術的課題や規制上の制約」について、国民が理解できるよう詳細な説明を示し、認定契約制度による連系線の利用状況について具体的な発電所名、連系線の利用状況、送電見通し等について情報公開が必須である。
41	東北東京間連系線の増強が必要とされているように、再生可能エネルギーを含むエリアを超えた送電を実現するための設備は、特定の事業者の負担を求めるだけでなく、政策として投資判断をしてください。
<b>2. 4. 容量メカニズムの導入</b>	
42	「容量市場」は高コストで市場競争に負ける可能性のある天然ガス、石油火力などに、発電量ではなく設備容量でお金を払うという仕組みである。
43	電源種を問わない容量市場の創設は、固定費比率が大きい発電源の設置を誘引することにつながります。それは、石炭火力と原子力発電の拡大をまねく経済的な環境をもたらします。容量市場の創設は、温暖化防止、原子力災害防止の方針に逆行しています。
44	再生可能エネルギーがさらに普及していく中で、発電設備容量は増加を続けるはずですが、そうしたなかで、本当に容量市場の創設が必要なのかについて実証的な検討はほとんどなされていません。容量を確保する必要が生じるとしても、それは再エネ発電の変動に対応しうる容量であって、「ベース」電源の容量ではないはずです。
45	先行して導入が進む欧米では「社会主義的」であり、規制の失敗が起こりやすい制度であることが再三指摘されている。電力システムに関するオープンで科学的な議論が不足している日本では、容量市場で調達が必要な発電容量の決め方が恣意的となり、外部の第三者によるチェックも行えず、規制の失敗が発生するリスクが非常に大きいと考える。容量市場で必要以上の発電容量を確保することは電力システム全体のコスト高につながり、「低コストでのエネルギー供給」というエネルギー政策の基本的な考え方に反する。
46	かなり以前に建設され、償却が十分に進んだ電源や総括原価で回収済みの電源については、支払いの対象としない、もしくは維持費のみ対象とするなど、社会全体での費用対効果を最適化させるための支払いの在り方についても、十分に検討して頂きたい。
47	供給力の確保をコストミニマムで行うため、既設と新設については調達を切り分けたり、条件別（地域別、季節別等）の募集を行うなどの工夫を行っていただきたい。
48	FIT による自然変動電源の大量導入が、火力調整電源化の最も大きな原因となっていることから、原因者負担の原則に鑑みて応分の負担を求めることにより、電気料金負担を極力抑止していただきたい。
49	各事業者から支払われたお金がどのように効率的に利用されるかを明確に確

	認可能な仕組み作りにおいても、引き続き有識者の方々及び関係当事者と十分にご検討頂きたいです。
50	容量市場の確保義務容量を段階的に拡大するなど激変緩和措置を考慮いただきたい。
51	公平性・公正性が確保されていれば良いのであるが、そのためには電力関係情報の取得に力を入れ、またその様な情報の公性を高める必要があると考える。その上で、適切な是正を行うために制度見直しは頻繁に行っていただきたい。
52	将来は容量メカニズムに頼らず、電力の質（電圧周波数変動率、供給時間、安定供給度）に非化石電源としての価値を加えた市場設計をするべきである。
53	今後、集中型を軸に詳細な検討を進めるに当たっては、以下について検討をお願いしたい。 ① 既設電源と新設電源との市場分割、既設電源による容量確保の上限設定、等の新設電源が一定数約定できる仕組み ② 旧一般電気事業者のグロスビッド、ベースロード電源市場に拠出した電源の容量市場で固定費二重取りの排除等、の支配的事業者の市場支配力抑制策
54	調整力公募や電源入札制度、固定価格買取制度など、供給力確保等の目的で固定費を負担している既存制度や、ベースロード電源市場との整合を図るべきである。
55	集中型の容量市場を基本に詳細な制度設計を行う際、相対取引などで必要な供給力を確保した事業者に対しても、市場管理者等が調達した容量のコストを負担させる制度とならないようにすべきである。
56	地震等、大規模災害に備えるため、容量メカニズムの活用も含め、最も費用対効果の高い手法の導入に向けて検討を行うべきである。
57	稀頻度リスク(大規模災害や地政学的リスク)に対しては、単純にkWだけを考慮すればよいというものではないと考えます。3・11の直後、石油火力の発電所が電源不足を補いましたが、これは石油には十分な備蓄があり、かつこの製油所・基地からも、燃料を発電所に出荷できるという利点があったためです。これらの事実を踏まえると、電源種の特性やサプライチェーンなど多面的な評価を取り入れる必要があるのではないのでしょうか。
58	既設電源と新設電源の扱いについては、競争を歪めないことを前提に慎重に検討すべきである。
59	供給信頼度、供給計画の考え方と整合的とする必要がある。容量メカニズムの実効性確保のあり方とも関係するが、電源種別毎に一律係数をかけるというよりも、電源脱落リスク分を供給力から控除せず、発電事業者が適切な維持・補修を図ってトラブルを防止するようなインセンティブを与えることも検討すべきではないか。具体的には、実需給断面でkW 価値相当の発電が出来なかった事業者に対し、事後的にペナルティを課すようなやり方もあるのではないか。

60	電源の投資採算性悪化や供給力不足が顕在化する前に、タイムリーに導入することが重要と考えており、中間とりまとめに記載のあったスケジュール(2020年度入札開始、2021年度からの容量契約発効)を実現するべきである。
<b>2. 5. 非化石価値取引市場の創設</b>	
61	証書メニューにおいて、「再エネ指定」と「指定無し」の区分ではなく、「再エネ」「原子力」等、具体的な電源種を明記すべきである。
62	小売事業者に対して本市場を用いた高度化法の義務履行を課すのであれば、中間取りまとめに記載の通り、小売事業者間における非化石価値へのアクセス環境に差があるという現状を踏まえ、高度化法目標設定以前からの旧一電の非化石電源保有分により小売競争環境の歪みを助長することの無いよう、今後公開の場において十分な議論をお願いしたい。
63	「非化石価値取引市場」は、電気そのものとは別に、「非化石価値」部分を証書のような形で市場取引するもので、ベースとなる電力単価への上乗せ料金である。その良し悪しは別にしても、新市場の創設は、いたずらに小売電力の価格を上昇させているだけではないか。そのような新市場が電力システム改革に寄与するとは考えられない。
64	高度化法告示にある中間評価の基準については、非化石電源の稼働状況等も踏まえた上で適切かつ慎重に設定されるとともに、事業者の予見性が確保される一定程度の猶予ある中間目標年の設定や当該市場調達以外の代替手段についても検討いただきたい。
65	市場で取引される証書の量が限られ、一方、高度化法の目標が変更されない場合には、達成期限である2030年度に近づくとつれ、証書価格が急騰するおそれがある。こうした事態を避けるべきである。
66	原子力、水力など優先給電の対象となる電源は、優先給電のメリットを受ける見返りとして、非化石価値は一般送配電事業者に帰属されるべきである。 原子力、水力などの多くは旧一般電気事業者が保有しているが、新電力との間の公平な競争を確保する意味も含め、非化石価値は送配電事業者帰属とすることが必要。
67	FIT電源の証書取引を先行開始することは是とするが、非FIT非化石電源の取引のためには様々なシステム対応等も必要であり、実務を担う現場に過度な負担が生じないよう制度設計上の配慮がなされるとともに、十分な準備期間が設定されるべきである。
68	非化石価値取引市場の非FIT電源の取引に関して、検討の過程において非FIT電源を持つ発電事業者から広く意見を聴取すること。
69	市場整備WGの席ではマルチプライスオークション、シングルプライスオークションのいずれでも総約定額は不変であると松村教授の指摘があった。当社としても価格転嫁をする際、マルチプライスよりはシングルプライスの方が顧客への説明が容易になると感じている。両方式の得失を精査いただきたい。

70	規制的な措置の導入は本来の目的に照らして慎重に検討すべきであり、まずは、事業者の裁量を確保し、事業者の自主性を柔軟に発揮することで、我が国全体の目標達成に資する仕組みとすべきである。
71	高度化法の目標設定(中間評価を含め)の在り方次第で、電力部門に排出権取引制度を導入することとほぼ同義となる。新規参入者の事業継続の足かせとならないよう留意すべきである。
72	非化石価値取引市場で取引される証書に帰属する3つの価値、具体的には、非化石価値、ゼロエミ価値、環境表示価値について、既存の制度との関係などを整理すべきである。
73	当初の非化石証書は FIT 電源由来のものであり、売り手は費用負担調整機関のみとなる。これは、全需要家に均等に帰属する環境価値(非化石価値)の売買であり、売り手である費用負担調整機関の判断に任せるのではなく、明確に「再エネ由来証書」として販売すべきである。さらに、非 FIT 電源に関しても、「再エネ由来証書」とそれ以外を区別しないのであれば、非化石証書は原子力と再エネ由来が混在することとなり、その価値評価が毀損される可能性があり、明確に区別して再エネ由来は「再エネ由来証書」として販売するように明確にすべきであり、売り手の選択に委ねるべきでない。
74	需要家の選択肢の拡大とするという電力システムの改革の目的を貫徹するために、非化石証書の買い手を小売電気事業者に限定すべきでなく、需要家である事業者にも認めるべきである。また、需要家である事業者に対する証書の転売も認めるべきである。